

別表2（第3条関係）

補助対象事業費の費目	補助対象事業費及びその要件
施設整備費	<p>事業の実施に当たり、新たな施設や設備等の建設又は取得に要する経費 (注1)施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は対象外とする。 (注2)事業の目的を逸脱する華美、過大な施設や設備等の建設又は取得に係る経費は除く。 (注3)既設物の撤去費用は、建設工事全体の中で、既設物の除去が当該施設の機能向上を伴う増改築に当たり不可欠と判断される場合（「撤去」＋「新設」の場合を含む）には、既設物の除去に要する経費を補助対象とする。</p>
店舗改装費 (内装・設備・施工工事費)	<p>事業の実施に必要な、空き店舗等の内装・設備・施工工事に要する経費及び当該年度において事業が終了したことによる撤去等原状復旧のために支払われる経費 (注)華美な装飾及び建物そのものの改造、床面積、構造変更を伴う工事に要する経費並びに当該店舗等の資産価値を高める工事等は対象外とする。</p>
報償費	<p>ワークショップや講習会等の講師及び外部人材に対する謝金、調査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する謝金等</p>
旅費	<p>ワークショップや講習会等の講師及び外部人材に対する旅費、調査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する旅費</p>
食糧費	<p>ワークショップや講習会等の講師及び外部人材に対する飲食代(弁当代・お茶代等)、調査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する飲食代 (注)事業実施主体の構成員や関係者等への飲食代は補助対象外。</p>
需用費	<p>事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費、景品・販売促進費等 (注1)単体で取得価格が5万円未満のもの。 (注2)景品・販売促進費は、補助対象事業費の計の30%を上限とする。</p>
役務費	<p>通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、各種保険料等</p>
委託料	<p>設計委託、調査委託、行事運営委託等</p>
使用料及び賃借料	<p>会場使用料、機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等 (注)維持管理費用は除き、かつ、事業の実施に必要な最小限の経費とする。</p>
備品購入費	<p>事業実施に必要な不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以内のもの</p>
雑役務費	<p>事業実施に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代等として支払われる経費 (注)従前から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は補助対象外。</p>
その他	<p>その他知事（市町村長）が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。</p>
<p>(注)事業実施主体の運営経費は対象外とする。</p>	